この春、進学や就職等で引っ越しをした(する)方は、新住所地に住民票を移しましょう！

18･19歳のあなたも、7月の参議院議員選挙で Let's 投票！

この春、進学や就職などで、東海村を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります。

また、７月に予定されている参議院議員選挙は、選挙権年齢の引き下げにより、18･19歳の方も投票できる見込みのため、選挙権を行使するためにも忘れずに住民票を移しましょう。

【問い合わせ】東海村選挙管理委員会（総務課内 ☎282-1711 内線1313）

この春に引っ越しをした（する）方は、新住所地で投票できない可能性があります！

というのも…

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。しかし、この春に引っ越しをした（する）場合、７月の参議院議員選挙の際に、新住所地で投票できない可能性があります。

新住所地で投票するためには、新住所地に転入した日から参議院議員選挙の公示日前日（選挙期日の少なくとも17日前）までに**３か月以上住んでいる必要があります**。ただし、**新住所地で投票できない場合でも、前住所地に３か月以上住んでいた場合は、前住所地で投票が可能**です。

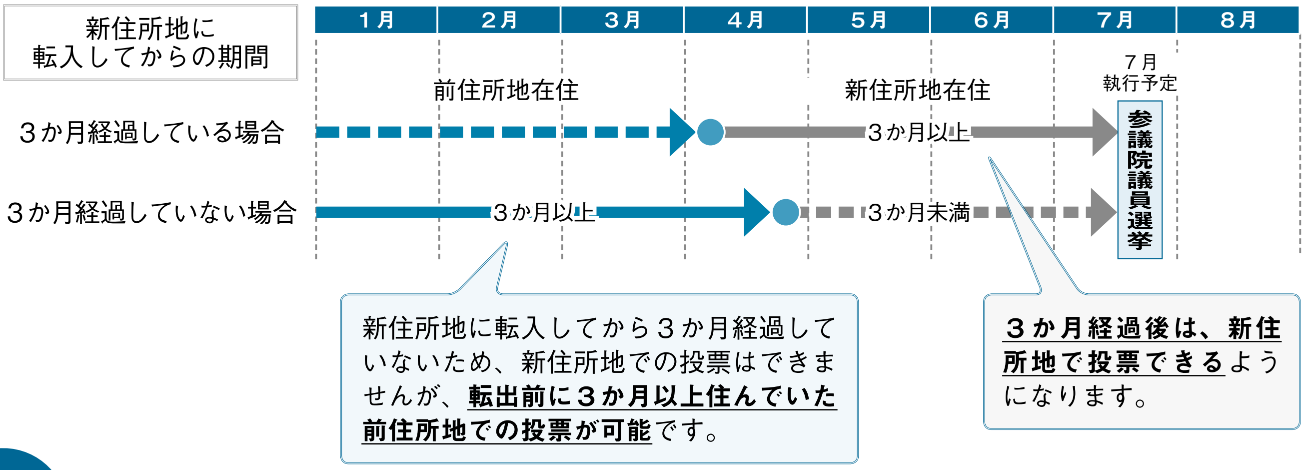

Q＆A

Q　新住所地に引っ越して３か月経っていないけれど、投票するにはどうしたらいいの？

A　前住所地に３か月以上住んでいた場合、前住所地で投票できます！

投票日当日に、前住所地の投票所に行って投票することができます。また、投票日前でも、前住所地の期日前投票所で投票できます。

投票日当日や期日前投票期間中に、前住所地に行けない場合でも…

「不在者投票制度」によって、新住所地の市区町村選挙管理委員会で投票を行うことができます。

【不在者投票の流れ】

①前住所地の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。

②交付された投票用紙等を持参して、新住所地（市区町村）の選挙管理委員会で投票します。

※「不在者投票」は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。